

会員規約一部改訂のお知らせ

2023年9月1日(金)より、「会員規約」の内容を一部改訂いたしますので、ご案内申し上げます。

■主な改訂内容 新旧対比

クレジットカード会員規約

1. 個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

改訂前	改訂後
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用・提供、預託）</p> <p>会員（申込者を含みます。以下同じ）は、株式会社エムアイカード（以下「当社」といいます。）が、会員の個人情報（本条（1）に定めるものをいいます。）につき必要な保護措置を講じたうえで以下の個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を収集し、利用することに同意するものとします。</p> <p>（1）</p> <p>（中略）</p> <p>iv）当社が収集した他のクレジット等の利用履歴、過去の債務の返済状況等支払能力判断のための情報</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用・提供、預託）</p> <p>会員（申込者を含みます。以下同じ）は、株式会社エムアイカード（以下「当社」といいます。）が、会員の個人情報（本条（1）に定めるものをいいます。）につき必要な保護措置を講じたうえで以下の個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を収集し、<u>単独または共同して</u>利用することに同意するものとします。</p> <p>（1）</p> <p>（中略）</p> <p>iv）当社が収集した他のクレジット等の利用履歴、過去の債務の返済状況、<u>三越伊勢丹ホールディングス企業グループが収集し、当社が共同利用する購買履歴（現金、他のクレジット等の利用履歴を含む）</u>等支払能力判断のための情報</p>

2. エムアイカード・エムアイポイントサービス特約

改訂前	改訂後
第1章<エムアイポイントサービスに係る特約>	
<p>第2条 (定義)</p> <p>8. 「エムアイポイント利用可能店舗」とは、エムアイポイント加盟店が運営・管理するポイントの利用が可能な店舗（オンラインショップを含みます。）をいいます。</p>	<p>第2条 (定義)</p> <p>8. 「エムアイポイント利用可能店舗」とは、エムアイポイント加盟店が運営・管理するポイントの利用 <u>(第8条第2項で定義します。)</u> が可能な店舗（オンラインショップ <u>および当社</u> を含みます。）をいいます。</p>
<p>18. 「指定ID及びパスワード」とは、エムアイポイント会員がインターネット上でエムアイポイントサービスを利用するために、ポイントサービスの公式ウェブサイト <u>サイト</u> (https://www.mipoint.jp)、エムアイポイント付与対象店舗であるショッピングサイトおよびその他当社の指定するウェブサイトログインするためのID及びパスワードをいい、三越伊勢丹WEB会員として株式会社三越伊勢丹に登録したログインID及びパスワードとなります。</p>	<p>18. 「指定ID及びパスワード」とは、エムアイポイント会員がインターネット上でエムアイポイントサービスを利用するために、<u>エムアイポイントウェブサイト</u>、エムアイポイント付与対象店舗であるショッピングサイトおよびその他当社の指定するウェブサイトログインするためのID及びパスワードをいい、三越伊勢丹WEB会員として株式会社三越伊勢丹に登録したログインID及びパスワードとなります。</p>
第2章<エムアイポイントサービスについて>	
<p>第8条 (エムアイポイントサービス)</p> <p>2. ポイントの利用について</p> <p>(1) エムアイポイント会員は、当社が発行し、貯めたポイントを、エムアイポイント利用可能店舗が提供する商品等の購入等の代金の全部 または 一部に充当すること（以下「ポイントの利用」または「ポイントを利用」といいます。）ができます。ただし、ポイントの利用は、当該ポイントの利用直前の時点におけるポイント残高の範囲内に限ります。</p>	<p>第8条 (エムアイポイントサービス)</p> <p>2. ポイントの利用について</p> <p>(1) エムアイポイント会員は、当社が発行し、貯めたポイントを <u>利用して</u>、エムアイポイント利用可能店舗が提供する商品等の購入等の代金の全部 <u>もしくは一部の値引きを受けることまたは当該代金の全部もしくは</u> 一部に充当すること（以下「ポイントの利用」または「ポイントを利用」といいます。）ができます。ただし、ポイントの利用は、当該ポイントの利用直前の時点におけるポイント残高の範囲内に限ります。</p>
<p>(8) 商品等の購入等の代金の全額または一部 を ポイントの利用によって支払われた商品等について、購入等が行われたポイント利用可能店舗において返品または解除等が行われる場合、当該エムアイポイント利用可能店舗において返品または解除等を行う際に、利用されたポイント数を返却することによって</p>	<p>(8) 商品等の購入等の代金の全額または一部 <u>につき</u> ポイントの利用によって <u>値引きされまたは</u> 支払われた商品等について、購入等が行われたポイント利用可能店舗において返品または解除等を行う際に、利用されたポイント数を</p>

改訂前	改訂後
<p>返金分を清算するものとします。ただし、商品等の購入等の代金の一部にポイントを利用し、残額を現金等によって支払われた商品等について、現金等によって支払われた分は現金等（ただし、当該ポイント利用可能店舗によって認められた支払方法に限ります。）で返金するものとします。</p>	<p>返却することによって返金分を清算するものとします。ただし、商品等の購入等の代金の一部に<u>つきポイントの利用によって値引きされまたは支払われ、</u><u>値引き後の代金または支払い後の代金残額につき</u>現金等によって支払われた商品等について、現金等によって支払われた分は現金等（ただし、当該ポイント利用可能店舗によって認められた支払方法に限ります。）で返金するものとします。</p>

以上